資料３

# 久喜市文化財保護審議会条例

# 条例の解釈

**第１条（設置）**

| |
|---|
| 第１条　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１９０条第１項の規定に基づき、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、久喜市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 |

**〔趣　旨〕**

この条例は、文化財保護法第１９０条（地方文化財保護審議会）第１項の規定に基づき、地方文化財保護審議会として久喜市文化財保護審議会を設置することについて定めたものである。

文化財保護行政は、現在及び将来の経済・社会・文化の動向を洞察し、市の針路を展望しつつ、かつ、利害関係者の権利利益の保護と地域振興その他の公益に配慮しながら、時には積極的に、時には抑制的に展開されなければならない。したがって、住民の意思を酌み取りながら、高度な行政的判断に基づいて推進していかなければならない。

このようなことから、本審議会には、文化財保護法第１９０条第３項に規定する文化財の保存及び活用に関する重要事項について、行政的及び専門的技術的な側面にわたって幅広く調査審議し、総合的かつ高度な判断に基づく答申又は建議が行われることが期待されている。

**〔解　釈〕**

１　審議会は、文化財保護法第１９０条第１項の規定に基づき、久喜市教育委員会の附属機関として設置するものである。したがって、地方自治法第２０２条の３の規定も適用されることに留意する必要がある。

２　審議会は、文化財保護法第１９０条第３項の規定に基づき、久喜市教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して久喜市の教育委員会に建議することを目的に設置するものである。

**※　文化財保護法第１９０条**

第１９０条　都道府県及び市町村(いずれも特定地方公共団体であるものを除く。)の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

２　特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

３　地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関し

て当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
４　地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

**※　地方自治法第２０２条の３**

第２０２条の３　普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
２　附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
３　附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

## 第２条（所掌事項）

第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、かつ、これらの事項に関し必要と認める事項を建議する。
（１）　文化財の指定及び解除に関すること。
（２）　市指定文化財の修理復旧又は滅失若しくはき損の防止の措置に関すること。
（３）　市指定文化財の現状変更の許可及び環境保全のための必要な施設の勧告に関すること。
（４）　文化財の買収に関すること。
（５）　文化財の出品公開に関すること。
（６）　前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項。

**〔趣　旨〕**

審議会の所掌事項として、教育委員会の諮問を受けて、①文化財の保存及び活用に関する重要事項を審議すること、②文化財の保存及び活用に関する重要事項に関し必要と認める事項を建議することの２点を規定している。

**〔解　釈〕**

１　文化財保護法第１９０条第３項では「調査審議」となっている部分が、本条では「審議」となっているが、本条例第８条（文化財調査委員の設置）に文化

財調査委員の調査が規定されていることなどを考えると、役割を分担したことによって生じた表現の違いと解するべきである。

２　「答申」は諮問に対応する結果である。「建議」は、諮問案件に絡んで必要と認める内容を、合議機関の総意として教育委員会に提言することを意味する。

３　本条各号は、文化財保護法第１９０条第３項に規定する「文化財の保存及び活用に関する重要事項」について羅列したものである。

４　本条各号は、久喜市文化財保護条例に規定のある必要的・義務的な諮問規定（第１号）と、教育委員会が必要であると認めるときに適宜行う任意的・裁量的な諮問規定（第２号～第５号)、それに両者が含まれる諮問規定（第６号）とに分かれる。

**〈第１号関係〉**

本号は、久喜市文化財保護条例第５条（指定）第４項の規定と同条例第６条（解除）第３項の規定を根拠とするものである。すなわち、同条例第５条第１項に規定する「指定」及び同条例第６条第１項に規定する「指定の解除」については、必ず本審議会に諮問しなければならないことを、あらためて規定したものである。

具体的には、次のとおりである。

①市指定有形文化財の指定及び指定の解除

②市指定無形文化財の指定及び指定の解除

③市指定民俗文化財（市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財）の指定及び指定の解除

④市指定記念物（市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物）の指定及び指定の解除

**〈第２号関係〉**

本号は、市指定文化財の「修理復旧」と、市指定文化財の「滅失又はき損の防止の措置」について、教育委員会が必要と認めるときは、審議会に諮問することができることを規定したものである。

具体的には、次のような場合に諮問が必要になることがある。

①久喜市文化財保護条例第９条（修理の届出）第１項の規定によって届出のあった市指定文化財の修理に対して、同条第２項の規定に基づき市指定文化財の保護上必要があると認める技術的な指導と助言を教育委員会が与

える場合。

②久喜市文化財保護条例第１２条（管理又は修理等の補助）第２項の規定に基づき、補助金交付の条件として教育委員会が修理復旧等に関し必要な事項を指示する場合。

③久喜市文化財保護条例第７条（管理義務及び管理責任者）第１項の規定に基づき、市指定文化財の所有者等に教育委員会が指示する場合及び同条第３項の規定に基づき市指定文化財の管理責任者に教育委員会が指示する場合

**〈第３号関係〉**

本号は、市指定文化財の「現状変更の許可」と、市指定文化財の「環境保全のための必要な施設の勧告」について、教育委員会が必要と認めるときは、審議会に諮問することができることを規定したものである。

具体的には、次のような場合に諮問が必要になることがある。

①久喜市文化財保護条例第８条（現状変更の制限）第１項の規定に基づき提出された許可申請に許可を与える場合で、同条第２項の規定に基づき市指定文化財の所有者に許可の条件として教育委員会が指示する場合。

**〈第４号関係〉**

本号は、「文化財の買収」について、教育委員会が必要と認めるときは、審議会に諮問することができることを規定したものである。

**〈第５号関係〉**

本号は、「文化財の出品公開」について、教育委員会が必要と認めるときは、審議会に諮問することができることを規定したものである。

なお、久喜市文化財保護条例第１０条（公開）第２項には、市指定文化財の所有者等又は管理責任者が、市以外の第三者が行う公開の用に供するために出品するときは、教育委員会の承認が必要になる旨の規定をしている。

**〈第６号関係〉**

本号は、「文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項」について、教育委員会が必要と認めるときは、審議会に諮問することができることを規定したものである。

具体的には様々なケースが考えられるが、久喜市文化財保護条例に規定のある、次の必要的・義務的な諮問規定については留意しておく必要がある。

①久喜市文化財保護条例第５条（指定）第４項の規定を根拠とする、同条第

２項に規定する「市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定」

**〔運　用〕**

久喜市文化財保護条例第５条第２項に規定する市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及び認定の解除については、同条例第５条第４項及び第６条第３項で本審議会に諮問が義務付けられているものの、本条例には具体的な規定がない。したがって、現時点では、本条例第２条第６号に規定する「文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項」の中に含まれるものと解して運用するものとする。

**第３条（組織）**

| |
|---|
| 第３条　審議会は、文化財保護審議委員（以下「委員という。」）１０人以内をもって組織する。 |

**〔解　釈〕**

１　審議会の委員は、１０人以内をもって組織し、合議体で運営する附属機関とするものである。

**第４条（委嘱）**

| |
|---|
| 第４条　委員は、文化財に関し専門的及び技術的に識見を有する者のうちから、久喜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の推薦により、教育委員会が委嘱する。 |

**〔解　釈〕**

１　審議会の委員は、文化財保護制度が継続性や安定性を必要とする制度であることに鑑み、文化財に関し専門的及び技術的に識見を有する者を、教育長が推薦し、教育委員会が委嘱するとするものである。なお、地方自治法第２０２条の３第２項の規定に基づき、本委員は非常勤特別職と位置づけられる。

２　非常勤特別職の公務員には、地方公務員法第３４条第１項の守秘義務は適用されない。

**※　地方公務員法第３４条**

（秘密を守る義務）

第３４条　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

２　法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

３　前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

**第５条（任期）**

| |
|---|
| 第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補充欠員の任期は、前任者の残任期間とする。<br>２　委員は、再任することができる。 |

**〔解　釈〕**

**第１項関係**

１　委員の任期は、委嘱の日から２年間とするものである。

２　任期中に委員が欠けた場合で後任を選任したときは、この後任の委員の任期は、前任者の残任期間とするものである。

**第２項関係**

１　委員は、再任を妨げないとするものである。（ただし、久喜市市民参加条例第７条（付属機関の委員の選任及び会議の公開）第１項第３号及び第４号の規定に抵触する場合は委嘱することができません。）

**※　久喜市市民参加条例第７条第１項**

（附属機関の委員の選任及び会議の公開）

第７条　市の機関は、附属機関の委員を選任しようとするときは、次の各号に掲げる事項につき、当該各号に定める基準によらなければならない。ただし、法令又は条例の規定により委員の構成が定められているとき、その他当該基準によらないことに正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

（１）　公募による委員の比率　略

（２）　男女の構成比率　男女いずれの委員数も委員総数の３０パーセント以上とする。

（３）　同一の附属機関において継続して在任することができる期間　１０年以内とする。

（４）　委員を兼任することができる附属機関の数　５以内とする。

２　市の機関は、附属機関の委員を選任したときは、委員の氏名及び選任の区分を公表するものとする。

３　附属機関の会議の公開及び会議録の写しの閲覧は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例（平成２２年久喜市条例第２６号）の規定によるものとする。

**第６条（会長及び副会長）**

| |
|---|
| 第６条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。<br>２　会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。<br>３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。 |

**〔解　釈〕**

**第１項関係**

１　審議会は､会長１人と副会長１人を､委員の互選で決めるとするものである。

**第２項関係**

１　会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長になるとするものである。

**第３項関係**

１　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは代行し、欠けたときは会長に代わって職務を遂行するとするものである。

**第７条（会議）**

| |
|---|
| 第７条　審議会の会議は、会長が招集する。<br>２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。<br>３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 |

**〔解　釈〕**

**第１項関係**

１　審議会の会議は、会長が招集するとするものである。

**第２項関係**

１　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとするものである。したがって、１０人の委員を委嘱した場合は、会議を開催するために６人以上の出席者が必要になる。

**第３項関係**

１　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定によって決まるとするものである。

**〔運　用〕**

**第１項関係**

１　会長が決まっていないときの会議の招集は、委嘱の主体である久喜市教育委員会が招集することができると解されている。

**第３項関係**

１　条例の規定からすると、会の議事を過半数で決することができるものの、合議機関の趣旨からすると、会の総意で決定していくように努力することが大切である。

**第８条（文化財調査委員の設置）**

| |
|---|
| 第８条　教育委員会は、文化財の専門的事項を調査するため必要があるときは、文化財調査委員（以下「調査委員」という。）を置くことができる。<br>２　調査委員の定数は、１０人以内とする。<br>３　調査委員は、文化財に関し専門的、技術的知識を有する者のうちから、教育長が委嘱する。 |

**〔趣　旨〕**

第２条でも触れたとおり、文化財調査委員は、文化財保護審議委員との役割分担として規定したものと解するべきである。したがって、文化財保護審議会への諮問事項に関係する調査で必要なものを適時行うことが期待されている。

**〔解　釈〕**

**第１項関係**

１　文化財の専門的事項を調査するために必要があるときは、文化財調査委員を置くことができるとするものである。文化財の専門的事項の調査とは、概ね次のようなものが想定される。

①　指定に向けて行う調査
②　指定の可否に係る調査
③　指定天然記念物等の定時調査
④　自然災害発生後等に行う指定文化財の緊急調査
⑤　その他指定文化財の保存及び公開に関する調査

**第２項関係**

１　調査委員の数は、１０人以内とするものである。これは、文化財保護審議委員を、そのまま調査委員に委嘱することを想定してのものである。

**第３項関係**

１　調査委員は、文化財保護審議委員をそのまま委嘱することを想定しているため、同委員の選任と同じように文化財に関し専門的及び技術的に識見を有する者を、教育長が委嘱するとするものである。

**第９条（庶務）**

| |
|---|
| 第９条　審議会の庶務は、教育委員会文化振興課において処理する。 |

**〔解　釈〕**

１　審議会の庶務は、教育委員会文化振興課で行うとするものである。

**第１０条（委任）**

| |
|---|
| 第１０条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 |

**〔解　釈〕**

１　本条例に定めるもの以外で、審議会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定めるとするものである。一般的には、教育委員会規則・教育委員会告示などの形式で定められることになる。

**附則**

| |
|---|
| この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。<br>（施行期日）<br>１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。 |

**〔解　釈〕**

１　条例の施行期日を平成２２年３月２３日と定めたものである。

２　改正した条例の施行期日を令和６年４月１日と定めたものである。

改正内容は、令和６年４月１日から文化財保護課が文化振興課に組織体制を変更することに伴うもので、第９条（庶務）を「審議会の庶務は、教育委員会文化振興課において処理する。」に改めたものである。